

意見書

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 810-0001
住所 ふくおかしちゅうおうくてんじん 福岡市中央区天神1丁目12番20号
氏名 きゅうしゅうつうしん 九州通信ネットワーク株式会社
代表取締役社長 あきよし ひろゆき 秋吉 廣行
電話番号

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

連絡者：経営企画部 経営企画グループ
(電話番号)
(メールアドレス)

意見項目	意見内容
シェアドアクセス方式における1芯単位の接続料設定について	弊社は、光ケーブルなどのアクセス設備を自ら構築しブロードバンドサービスを提供している地域の通信事業者の立場から、以下のとおり意見を述べさせていただきます。 ○ シェアドアクセス方式において、分岐単位の接続料ではなく、これまで通り1芯単位の接続料が設定されていることは、適当であると考えます。 ○ 分岐単位の接続料を設定し光回線を1分岐単位で貸し出すことは、設備構築にあたり投資リスクを負いながら光ケーブルなどのアクセス設備の構築を進めてきた NTT 東西や電力系事業者に対し、接続事業者だけがリスクを負うことなく安価な料金で必要最小限の回線を都度借用できるようにするものであり、公平性を欠くものと考えます。 ○ また、アクセス網における設備競争とサービス競争は一体のものとして、各社が独自にネットワーク設計やサービス開発などを行っており、分岐単位の接続料はこれまでの健全な設備競争やサービス開発を阻害し、“「光の道」構想に関する取りまとめ”に挙げられている「設備競争の促進」の考えにも相違するものと考えます。 ○ さらには、平成19年度の情報通信審議会において、分岐単位の接続料設定の技術的方法として3案が検討されましたが、いずれも技術的課題等により見送られた経緯があり、現在においてもそれらの課題は解決されていないものと認識しております。
加入光ファイバの接続料算定及び乖離額調整制度について	○ 加入光ファイバの接続料については、平成23年度から25年度までの3か年を対象に需要及び費用を予測し算定しておりますが、IP ブロードバンド通信市場は、技術革新や市場環境の変化が激しく、予測費用と実績費用が大きく乖離する可能性があることから、例えば、 ・ 接続料算定の予測期間を3年から1～2年程度短縮する ・ 乖離額の算定を半年毎に行い、翌年同期に調整する など、可能な限り実績費用を迅速かつ適正に反映する制度とすることが望ましいと考えます。